

# 食品衛生法施行条例の改正(案)の概要について

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

## 1 改正の経緯及び必要性

令和7年7月2日付け「食品衛生法施行規則」(昭和23年厚生省令第23号。)が改正され、従業者が常駐せず、全自動調理機を用いて行う飲食店営業の施設に対して施設基準が規定された(令和8年4月1日施行)。

当該改正に伴い、「食品衛生法施行条例」(平成12年沖縄県条例第25条)に規定する営業の施設基準について、必要な改正を行う。

## 2 改正内容

- (1) 条例別表第1に規定される営業に共通する施設基準において、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合に、適用が除外される規定について明記。
- (2) 条例別表第2に規定される営業ごとの施設基準において、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合に満たすべき要件を追加。

## 3 施行日

令和8年4月1日